

墜落防止チェックシート

点検実施日時	令和 年 月 日() 時 分	天候	点検者
チェック項目	点検項目(結果 良い○ 悪い× 該当しないー)	結果	「×」の場合にとった措置
作業開始時 (毎回)	作業実施が危険な天候でないか。 作業従事者の服装、安全装備(安全帯等)は適切か。		
足場の設置 (高さ2m以上の足場を設置する場合)	<p>①足場を組み立てる等により作業床を設けているか。また、作業床の幅は40cm以上、床材間の隙間は3cm以下、床材と建地との隙間は12cm未満となっているか。※注1</p> <p>②作業床端部、開口部等には、足場の種類に応じて、次の足場用墜落防止設備を設置しているか。 【枠組足場】 「交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の桟若しくは高さ15cm以上の幅木」又は「手すりわく」 【枠組足場以外の足場(単管足場等)】 高さ85cm以上の手すり及び高さ35cm以上50cm以下の桟</p> <p>③作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、次の措置を講じているか。 -安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設けているか、又は防網を張っているか。 -上記の措置を講じる箇所への関係労働者以外の者の立入を禁止しているか。 -臨時に取り外した設備は、作業終了後、直ちに元の状態に戻しているか。</p> <p>④作業床(足場)の設置が困難な場合 防網を張り、安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設置しているか。</p>		
足場組立・解体作業時	<p>足場の組立て等の作業に従事する者は、特別教育を受けているか。※注2</p> <p>技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しているか。※注3</p> <p>足場の組立て等作業主任者は安全帯等及び保護帽の使用状況を監視しているか。※注3</p> <p>足場の設置は手すり先行工法による施工か。</p> <p>足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業では、次の措置を講じているか。※注4 -幅40cm以上の作業床を設けているか。 -安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設け、労働者に安全帯を使用させているか。</p>		
足場上での作業時 (毎回)	<p>通路面は、つまづき、滑り、踏み抜き等の危険のない状態が保たれているか。</p> <p>作業床及び囲い等の設置が困難なとき(「足場の設置」における③及び④該当時)は、安全帯を使用させているか。</p> <p>安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)の点検を実施したか。</p>		
昇降設備の設置	高さが1.5mを超える箇所で作業を行う場合は、安全な昇降装置を設けているか。		

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、このチェックシートを作業日毎に作成し、保管すること。

監督員より請求のあったときは、直ちに提示すること。

このチェックシートは重要な項目について抽出したものである(全て労働安全衛生規則又は共通仕様書での規定事項)。

※注1 はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、H27.7.1時点で現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、「床材と建地との隙間は12cm未満」は適用しない。

※注2 H27.7.1時点で現に足場の組立て等の業務に従事している者は、H29.6.30までの間は特別教育を要しない。

※注3 つり足場、張り出し足場または高さ5m以上の足場の場合に適用する。

※注4 つり足場、張り出し足場または高さ2m以上の足場の場合に適用する。